

舞鶴支援学校を会場に、第4回公開講座を実施しました。

日時 6月30日(木) 13:30~16:30

テーマ 合理的配慮と基礎的環境整備をふまえた授業の充実

講師 京都府健康福祉部障害者支援課長 南 孝憲 氏

京都府教育庁指導部特別支援教育課総括指導主事兼副課長 細矢 義伸 氏



第4回公開講座は舞鶴支援学校トータルサポートセンターと共催で実施しました。今回は福祉、教育からお二人の講師をお招きし、それぞれの立場から合理的配慮について御講義いただきました。

まず、京都府健康福祉部障害者支援課長の南氏からは、障害者施策の現状や京都府障害者基本計画、京都府いきいき条例についてお話いただきました。また、全国で2番目に京都府が導入した「ヘルプマーク」についての紹介もありました。外見からはわからなくても、援助が必要な方にとって大変有効なヘルプマークの普及促進が期待されています。

後半は京都府教育庁指導部特別支援教育課の細矢氏より、合理的配慮と基礎的環境整備をふまえた授業の充実についてお話いただきました。学校における合理的配慮や基礎的環境整備について、ICT 機器の活用や、教科別の具体例をまじえて詳しく説明されました。「合理的配慮は目標値ではない」という言葉が印象的でした。

質疑応答では、中学・高校における評価と合理的配慮についての質問が挙がりました。発達障害の生徒には、試験結果を操作・配慮することも必要なのか・・・答えは「NO」です。合理的配慮はゴール地点で行うことではなく、スタートラインをそろえるために行うものです。学習内容・評価基準・試験結果の変更は「過度の配慮」にあたります。学習方法において配慮するのが適当です。さらに細矢氏は、「スタートラインをそろえるということは、まず子どもたちがわかる授業を提供することです。」と強調されました。合理的配慮はユニバーサルデザイン授業が前提にあり、その上で提供されてこそより効果が発揮されるのです。まずは授業が大切、という細矢氏の講義は、教職員の私たちにとってずっしりと心に響きました。明日からの授業へのモチベーションが高まる御講義でした。



<参加者アンケートより 感想(一部抜粋)>

- ・法制定の経緯や理念、合理的配慮と基礎的環境整備の基礎的な考え方を整理することができました。
- ・障害者差別解消法と京都府の施策の関係がよく分かった。合理的配慮は一人一人に応じた配慮であり、過度な配慮は子どもの成長を阻害することになる。適切な支援を考えることが合理的配慮だと思った。
- ・学習をする上で公平なスタートラインを作るといふことの大切さがわかりました。

○今後の公開講座

第5回公開講座「すべての児童・生徒がわかって参加できる授業づくり」7月27日(水) 講師：河原和之氏

第6回公開講座「聴覚障害児のきこえと支援」7月29日(金) 講師：中井弘征氏

場所はいずれも京都府スーパーサポートセンターです。